

お知らせ

森林の立木を伐採するときには届出が必要です

▼伐採及び伐採後の造林の届出制度とは

森林は、林産物の供給、水源の涵養、山地災害の防止などの多面的な機能があり、私たちの生活にたくさんの恩恵をもたらしています。

これら森林の持っている多面的な機能を高度に発揮させるための適正な森林施業を確保する観点から、森林の伐採及び伐採後の造林が、市町村森林整備計画に適合して適切に行われているかを確認するために、森林法の規定に基づき、事前に届出していただくものです。



▼対象となる森林

保安林などを除く民有林
(地域森林計画の対象森林)

保安林については、県への伐採許可申請などが必要となります。

▼手続き方法

1. 届出対象者

森林所有者や立木を買い受けた方など、立木の伐採について権原を有する方となります。

① 自分で、あるいは請負によつて伐採する場合は、森林所有者

② 伐採業者などが森林所有者から立木を買い受けて伐採する場合は、森林所有者と買い受け人の連名

2. 届出期間など

伐採を始める90日から30日前までに伐採する森林がある市町村長に届出をしてください。

なお、皆伐を行った場合は、伐採後の造林が終わった日、あるいは伐採が終わった日から30日以内に、森林の状況報告が必要になります。

所定の届出様式がありますので、いの町公式ホームページからダウンロードしていただくか、問い合わせ先で受け取ることができます。

■問い合わせ

森林政策課(吾北庁舎内)
☎ 867-2322

産業経済課

☎ 893-1115
本川総合支所産業建設課
☎ 869-2115

お知らせ

就学援助制度について

子どもさんたちが安心して教育を受けられるよう、経済的な理由でお困りの方のために、学用品費・給食費などを公費で援助する制度です。ご希望の方は、認定申請書を提出してください。

▼申請方法について

・町立小中学校に在籍する場合は、学校から申請の案内がありますので、学校へお申し込みください。

・町内に居住し、町立学校以外の小中学校(私立学校等)に在籍する場合は、教育委員会事務局にお問い合わせください。

■問い合わせ

教育委員会事務局
☎ 893-1922

お知らせ

伊野中女子バスケットボール部 県中学校新人戦準優勝

12月に開催された県中学校新人戦に2年生4人、1年生1人の誰一人として欠けることができない状態で、11月開催の高吾・幡多地区大会を初優勝という結果で地区予選を勝ち上がり、出場しました。これからも、より質の高いプレーができるよう努力しますので、ご声援をよろしくお願いいたします。



居宅介護支援事業所 ぼっち TEL 891-6616

有料広告

介護の事なら何でも伺います。(相談無料) まずはお電話下さい。
3人のケアマネジャーで対応します。いの町、高知市、土佐市、日高村、佐川町の方の支援ができます。



社会福祉法人 伊野福祉会

本部 : 吾川郡いの町波川560番2
グループホーム 寿幸園
小規模多機能型居宅介護事業所 寿幸園

TEL892-4976
TEL850-1622
TEL850-1330

ケアハウス いの TEL892-4976
デイサービスセンター 寿幸園 TEL850-1622
ヘルパーステーションいの TEL893-0150